

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融業務特別地区における税制上の特別措置 (国1)(法人税:義) (地4)(事業税、法人住民税:義、特別土地保有税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 適用対象法人の要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> ①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ②「専ら」要件を緩和。 優遇制度適用対象業種の拡大(補助的金融業、金融付帯業(金商法第85条第4項の委託を受けた者に限る)) 現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充(控除率の引上げ) <ul style="list-style-type: none"> ①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%(金額制限(直接人件費の20%)を廃止) ②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% (控除制限(法人税額20%上限)の撤廃) 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限(20億円)の撤廃 ③特別償却関係(新規) 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用
3	担当部局	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官(沖縄政策担当) 付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年創設 平成19年 ①認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ②法人税の投資税額控除の拡充・延長 ③地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融特区において、金融業及び金融関連業務のバックアップオフィスの業務については、企業の進出が見られるものの、金融商品の取り扱い、顧客からの資金の預かり等の本来の金融業の集積、発展著しいアジア諸国からの外資系金融機関の誘致等が課題となっている。</p> <p>さらに、金融特区については、沖縄における金融業務の集積・発展だけではなく、内外からの投資資金の呼び込み等、今後の沖縄の発展にも寄与することが期待されており、制度的な環境整備を行うことが必要である。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) ・沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 	
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」</p>	
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融特区における ①金融業及び金融関連企業の集積(20社) ②新たな雇用数の増加(600人)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 金融特区における ①金融業及び金融関連企業の集積 ②新たな雇用数の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立」が定められている。</p>	
8	有効性等	①	適用数等	法律成立後、平成24年度から税制の特例措置が創設されれば、毎年平均2社程度の進出が見込まれる。 (特区進出アンケート調査結果(沖縄県実施)による)
		②	減収額	<p>平年度の減収見込額 3 百万円 (制度自体の減収額) (- 百万円)</p>
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に定める2020年までに実現すべき成果目標の達成に向けて、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定することにより、毎年2社程度の進出が見込まれる。 ※「金融業務特別地区」…名護市</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算上の措置等との相乗効果が失われれば、環境分野に対する投資が十分に進まず、海外からの企業誘致へのタイミングを逸してしまい、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》 金融業務特別地区に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げるとともに、租税特別措置等のあらゆる税制措置を抜本的に見直すことにより、同地区を「アジア拠点」とし、立地する企業の競争力を向上させ、更に外資系企業を含めた雇用倍増を実現させることにより、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「新金融立国」に向けた施策として、金融業務特別地区制度の延長・拡充を図り、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターを目指すためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

金融業務特別地区の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

平成20年から22年度の実績

年度	所得控除	投資税額控除	特別償却
20	[0] 0	[0] 0	[0] (0)
21	[1] 662	[0] 0	[0] (0)
22	[1] 541	[2] 10,610	[2] (157,777)
合計	[2] 1,203	[2] 10,610	[2] (157,777)
	[1]・適用法人数		現状制度なし ()・対象資産取得価額

1 アンケートによると、
・投資税額控除のうち、49%が建物、51%が機械
・特別償却の取得価額について投資税額控除の建物、機械の割合を使用する

2 進出企業数
1年間に、2社の進出を想定

3 減収見込

3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、

【所得控除分(実績:2社)】

$$=(1,203 \div 3年 \div 35\% \times 55\% \times 30\%(税率))=189 \cdot \textcircled{1}$$

【投資税額控除分(実績:2社)】

$$=(10,610 \div 3年 \times 49\% \div 8 \times 15\%) + (10,610 \div 3年 \times 51\% \div 15\% \times 25\%)=6,255 \cdot \textcircled{2}$$

【特別償却分(みなし実績:2社)】現状制度はないが、投資税額控除の対象資産を参考として算出する

$$=(157,777 \div 3年 \times 49\% \times 25\% \times 30\%(税率)) + (157,777 \div 3年 \times 51\% \times 50\% \times 30\%(税率))=5,956 \cdot \textcircled{3}$$

$$\text{【減収見込(選択課税制度のため)】}(\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 3 = 3,355 \rightarrow \text{単年度では、3百万円}$$

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み＝3百万円と推計

○ 金融業務特別地区地方税減税見込額

I 減収実績

(単位:千円)

制度名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		合計		1社当たり平均①
	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	
法人事業税	0	0	0	0	2	33,560	2	33,560	16,780

II 減税見込額について

① × 2社進出予定 = 33,560 千円